

令和6年度 Ma0I サロン特別編同時通訳・WEB 配信業務委託仕様書（案）

一般財団法人マリンオープンイノベーション機構を甲とし、〇〇を乙として締結した、令和6年度 Ma0I サロン特別編同時通訳・WEB 配信業務委託契約については、当該契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

なお、委託業務の内容に変更があったときは、両者別途協議の上、決定する。

1 目的

甲は、大学、研究機関、企業や水産関係等の事業者、金融機関、産業支援機関、行政機関など多様な主体が参画する会員制ネットワーク組織である「マリンオープンイノベーションフォーラム（Ma0I フォーラム）」を令和元年10月に設置した。

甲のフォーラム活動の一環として Ma0I サロン（以下、「サロン」という）を不定期開催しており、本サロンを通じて連携している機関や有益な情報を紹介し、会員に幅広く情報提供するとともに新規会員の獲得を図る。

2 業務概要

- (1) イベント名 令和6年度（通算第11回）Ma0I サロン特別編
- (2) 開催日時 令和7年3月3日（月）14:00～16:00（予定）
- (3) 会場 清水テルサ7階 大会議室
（静岡市清水区島崎町223）
- (4) 参加予定 会場 50名 + オンライン聴講者
- (5) セミナー内容

項目	時間	内容
開場	13:30～14:00	会場受付
開会	14:00～14:05	開会挨拶 Ma0I 機構専務理事
基調講演	14:05～14:50	基調講演 笹川平和財団 渡邊 敦 氏
質疑応答	14:50～14:55	
休憩	14:55～15:00	
講演1	15:00～15:40	豪州クイーンズランド州駐日事務所推薦者からの報告 4事業者、うち3事業者はオンラインによる講演
講演2	15:40～16:00	国内事業者からの報告
閉会	16:00	閉会挨拶 豪州御担当者様、オンライン配信終了
意見交換会	16:00～16:30	意見交換会（会場のみ）
閉場	16:30	

※サロンの内容は仮であり、変更の可能性がある。

3 業務内容

(1) 全体進行・台本作成

- ・進行に必要な台本作成を行い、必要なスタッフを配置すること。なお、会場受付、質疑応答のマイク係は甲の職員が行う。

(2) 司会者の配置

- ・全体の司会進行を行う司会者を配置すること。

(3) 準備

- ・マイク等音響、同時通訳、WEB 配信に関わる設備、備品は乙で手配すること。ただし、会場に備付けの設備で十分と判断されるものについてはこの限りではない。
- ・会場側の備品レンタル費用は、乙が負担すること。
- ・開場は 13 時 30 分とし、それまでに準備を終えること。
- ・15 時 00 分からの講演 1 は、4 名の講師中、3 名が豪州からのオンラインによる講演であるため、事前に接続確認等の確認を行うこと。
- ・問題なく WEB 配信できるか事前に会場を確認すること。
- ・サロンの WEB 配信は事前登録制とし、申し込みにあった者のみ視聴できる体制とすること。参加者の募集は甲で行う。

(4) 会場設営

- ・会場は開催日の 9 時 00 分から 21 時 00 分まで使用可能。
- ・スクリーン、プロジェクターは会場に整備されているものを使用すること。
- ・プロジェクターを使用して講演者のスライドを会場スクリーンに投影し、講演者のスライドをオンライン配信すること。

(5) サロンの WEB 配信

- ・サロンの様子はウェビナーを使用したライブ配信を行うこと。
- ・ウェビナーライセンス、アカウントは乙で用意すること。
- ・会場の様子もオンラインで配信するようにすること。
- ・サロン開催中は、チャット画面を利用してオンライン参加者の質問を受付けること。
- ・講演者氏名、略歴、発表タイトル等をスライドで制作し、発表時に表示すること。
- ・ウェビナー機能を利用し参加者へのアンケート調査・集計をすること。
- ・通信障害に備えてバックアップ体制を構築すること。またオフライン環境でも映像記録が残るようにすること。
- ・会場参加者へのアンケート調査・集計は甲が行う。

(6) 同時通訳

- ・本サロンは、開会から閉会までの、休憩時間を除くすべての時間において同時通訳を行うこと。通訳する言語は日本語→英語及び英語→日本語とする。
- ・会場内に同時通訳のためのブースを設けること。
- ・同時通訳をするにあたり、事前準備のための資料が必要な場合はあらかじめ申し

出ること。甲乙協議の上、事前資料の提出期限を定めるものとする。

- ・上項のウェビナーによる配信においては、日本語による講演及び質疑応答時は日本語の音声を、英語による講演及び質疑応答時には同時通訳による日本語の音声を配信するものとする。
- ・設営は当日午前中から行うこと。撤去についてはサロン終了後、21時00分までに完了すること。なお、16時00分の閉会から撤収作業に着手してよいものとする。

(7) その他

- ・会場費用はすべて甲が負担する。
- ・会場の椅子、テーブルの配置は会場側が行う。
- ・甲、乙、又は会場側担当者のいずれかから申し出があった場合、3者を交えた打合せを行うこと。
- ・乙は会場側担当者と連携して運営を進めること。
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染対策を講じること。

4 業務実施

- (1) 本委託作業に必要な物品等は、乙が調達及び準備すること。
- (2) 本委託作業にて必要な機器環境は、原則として乙が準備すること。
- (3) 会場側担当者と連携して準備、運営を行うこと。
- (4) 本委託作業は進度に応じてその先の方針を判断しつつ進めるため、報告及び協議は甲の担当者と必要に応じて行うこと。
- (5) 変更については両者協議のうえ可否を決定するものとする。なお、軽微な変更については、両者協議のうえ変更しないことがある。
- (6) 新型コロナウイルス感染症等の流行拡大状況により、実施内容に変更が生じる場合がある。
- (7) 乙の提案により両社協議により決定した内容については変更の対象とする。

5 成果品

次のものを成果品として提出すること。(文書は印刷物も含む)

- (1) 実績報告書
- (2) オンライン視聴者アンケートの集計結果
- (3) 本業務において作成した資料
- (4) セミナーの動画(USBメモリ等にて提出すること)
- (5) その他甲が乙と合意の上、成果品として提出を求めるもの

6 納入場所及び納入期限

- (1) 納入場所：一般財団法人マリンオープンイノベーション機構
- (2) 納入期限：令和7年3月31日（月）17時 厳守すること

7 その他の要件

(1) 秘密保持

乙は、契約期間及び契約終了後も、本作業により知り得た甲の業務上の情報について厳密に保持するとともに、本関係者以外に漏洩してはならない。ただし、公知の事実に関してはその限りではない。

(2) 著作権

(ア) 著作権の帰属

本委託作業の成果品等納入物品に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。また、当該著作権に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条に定められる権利）については行使しないこと。

(イ) 権利侵害の排除

乙は、本委託作業の実施による納入物品が第三者の知的所有権または営業秘密を侵害していない事を保障すること。

(3) その他

- (ア) 請負代金は、検収完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- (イ) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。